

学校いじめ防止基本方針

春日井市立松原中学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人間関係（※1）にある、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ・不登校対策委員会」という。）を活用し、組織的に判断する。

さらに、いじめのうち、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなどは、重大事態（※3）として取り扱う。

※1 「一定の人間関係」とは

- ・ 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態

※2 「物理的な影響」とは

- ・ 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること

※3 「重大事態」とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席期間が7日を経過した際には、児童生徒の心身への被害を鑑み、重大事態に向けて、いじめの調査を慎重に行うようにする。）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき

2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が、日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が「大切にされている」という実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒の「自尊心」を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

3 いじめ防止対策スローガン

- (1) いじめの早期発見と早期解消に向けて、全校体制で取り組みます。
- (2) いじめの未然防止に努め、保護者や関係諸機関との連携を密にします。
- (3) 「自己肯定感」を育み、温かみのある人間教育を展開します。

4 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭・保健主事で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、警察等の関係機関・外部の専門家と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

5 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、心の通う対人関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止を進める。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、メール・SNSなどのいじめの加害者、被害者とならないよう、継続的に指導する。

オ 教師間のコミュニケーションを大切にし、常に情報を共有できる体制を作り、問題を一人で抱え込まない雰囲気作りを行う。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的（年3回）に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ 松中ライフやスクールライフノートを有効活用し、生徒との信頼関係を構築するとともに、小さなサインも見逃さないように努める。
- オ スクールサインによる投稿を照会し、いじめやいじめにつながる事象の早期発見に努め、人権を尊重した対応を心がけて、事実に対処する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、複数体制で指導にあたり、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害を受けた生徒には、守り通すという姿勢でケアや支援を行う。
- ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

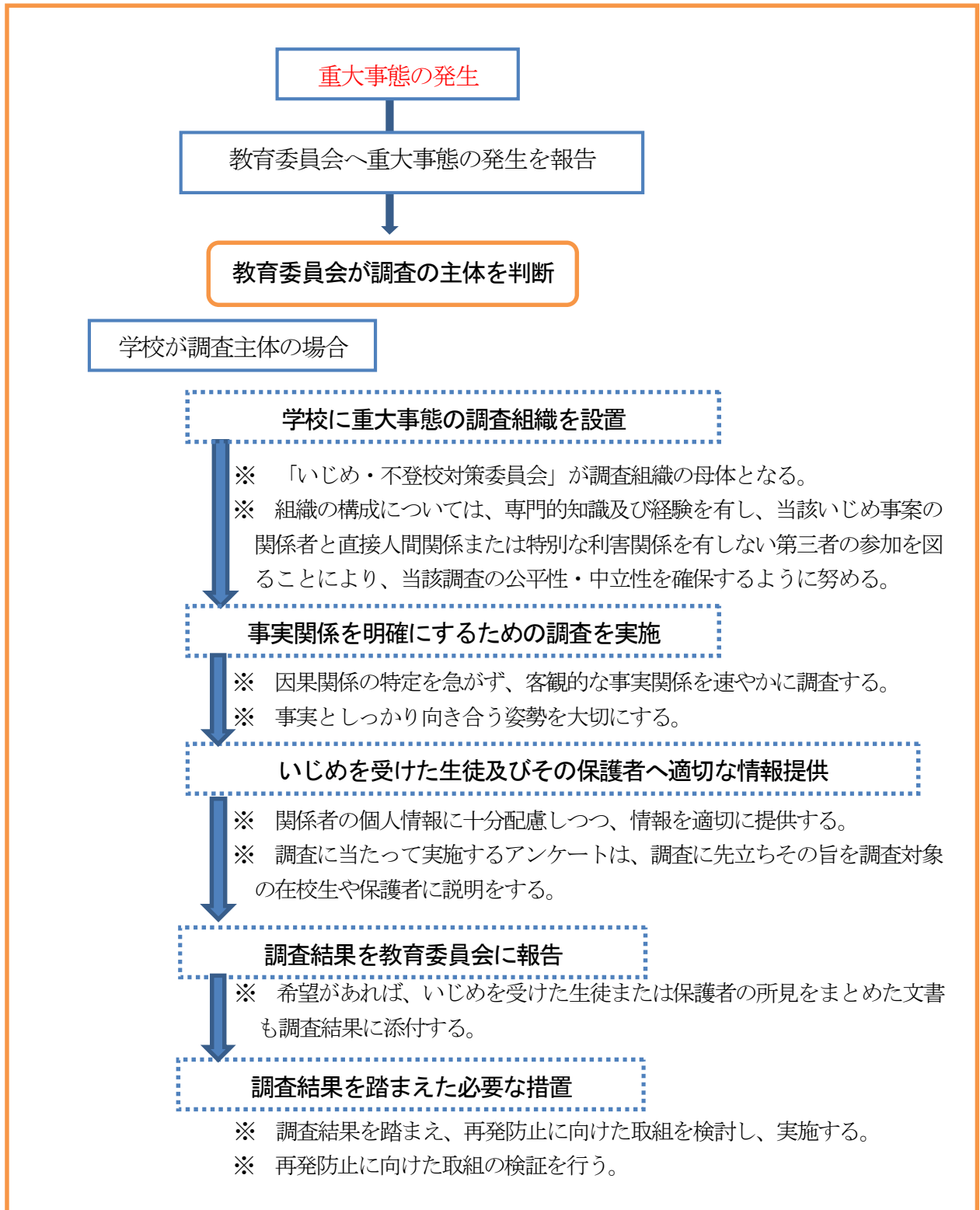
7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

8 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態対応フロー図】



<取組の年間計画>

		「いじめ・不登校 対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き・学年開き ○野外学習2年	○身体測定 ○内科検診	
5月			○修学旅行3年 ○情報モラル指導（ネットモラル）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○ふれあい挨拶運動
6月		○定例「いじめ・不登校対策委員会」	○相談室やSC、SSW、生徒・保護者への周知	○いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知 ○教育相談週間 ○内科検診	○学校評議員会 ○ふれあい挨拶運動
7月					○個人懇談会
8月		○中間評価→検証			○学校評価アンケート
9月			○野外学習2年		○ふれあい挨拶運動
10月		○現職研修（カウンセリング）	○学校保健委員会 ○体育大会・文化祭 ○保健指導（心と体の成長）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○学校評議員会
11月				○教育相談週間	
12月		○定例「いじめ・不登校対策委員会」 ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○福祉活動		○個人懇談会 ○学校評価アンケート ○ふれあい挨拶運動
1月		○自己評価	○保健指導（命の大切さ）		○ふれあい挨拶運動
2月		○定例「いじめ・不登校対策委員会」	○薬物乱用防止教室	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○学校評価アンケート
3月		○学校関係者評価の結果の検証 ○「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会	○教育相談週間	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○「いいところみつけ」運動	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○松中ライフ ○スクールライフノート ○スクールサイン		

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。

令和8年4月改訂